8. 障がい福祉サービス及び児童福祉サービス、地域生活支援事業

（１）利用手順

ア　障がい福祉サービス

障がいのある方が地域で自立した生活を営むために、必要なサービスの支給決定を受けることで、サービスを提供する事業者と契約を結んで利用することができます。

支給決定を受けるには申請が必要です。サービスの種類により障害支援区分（※１）の認定なども必要になります。

※介護保険の対象になる方は介護保険によるサービス利用が優先されます。

※１８歳未満の「障がい児」は、障害支援区分の認定は行わず、別の方法で支給決定されます。

※１．障害支援区分とは

介護給付の必要度を表す６段階の区分です。区分１～６まであり、区分６の方が必要度が高くなります。

①相談

利用したいサービスがあれば、まずは相談してください。どのようなサービスがどのくらい必要か、相談します。

相談できる所：障がい福祉課、生活相談支援センター、相談支援事業所（※２）

※２．相談支援事業所とは

相談支援事業者は、障がい福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

②支給申請

障がい福祉課へ申請します。

〇申請に必要なもの：申請書・添付書類、医師の意見書や診断書、サービス等利用計画案

※サービスによって異なります。

③認定調査・審査会

サービス利用を希望している方の、障がいの程度や生活環境、介護者の状況などについて、聴き取りを行います。

介護給付では障害支援区分の認定が必要です。※調査、認定審査会には１～２ケ月かかります。

④支給決定

利用できるサービス等が決定され、受給者証が交付されます。

決定される内容：利用できるサービスの種類、支給量、支給期間(利用できる期間)、
利用者負担額と月額上限

⑤契約

利用したい事業者や施設に受給者証を提示してサービスを申し込み、契約します。

複数のサービスを利用する場合は、サービスごとに契約します。

⑥サービスの利用

契約した事業者や施設からサービスを受けます。

⑦利用料の支払い

サービスを利用したら、利用者負担額を事業者や施設に支払います。

利用料（月額）には上限が設けられています。

残りの利用料は市が支払い、事業者や施設は市から受け取った利用料（代理受領額）を利用者に通知します。

利用者負担については P. 65 をご覧ください。

⑧モニタリング

サービスの利用状況を確認し、必要であればサービスを見直します。

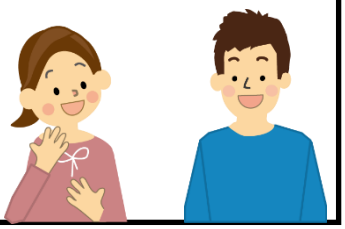

イ　児童福祉サービス（通所サービス）

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を利用する場合は、手続きが必要です。

①相談

利用したいサービスがあれば、まずは相談してください。

↓

②申請

障がい福祉課へ申請します。

申請に必要なもの：申請書、添付書類（支援利用計画(案)）※医師の診断書が必要な場合もあります。

↓

③支給決定

利用できるサービス等が決定され、受給者証が交付されます。

↓

④契約

利用したい事業者や施設に受給者証を提示してサービスを申し込み、契約します。

複数のサービスを利用する場合は、サービスごとに契約します。

↓

⑤サービスの利用、利用料の支払い

契約した事業者や施設からサービスを受けます。

サービスを利用したら、利用者負担額を事業者や施設に支払います。

利用料（月額）には上限が設けられています。

※世帯とは、保護者の属する住民基本台帳での世帯です。

利用者負担については P.65 をご覧ください。

↓

⑥モニタリング

利用状況を確認し、必要であればサービスを見直します。

ウ　サービス等利用計画・支援利用計画

・サービス等利用計画・支援利用計画とは

サービス利用者が必要とする支援や意向を基に、適切なサービス利用を支援するための計画です。

障害者総合支援法及び児童福祉法上のサービスを利用する前に、計画を作成する必要があります。

また、計画作成後サービスを利用し始めてからも、一定期間ごとにモニタリングを行い計画の見直しをします。

・誰が作るのか

相談支援事業者が作成します。

P. 70 に掲載しています。

・費用はかかるのか

かかりません。

・作ることのメリットはなにか

①障がい福祉の専門家（相談支援事業者）から適切なサービスの組み合わせを提案してもらえます。

②１つの計画を基に関係者が情報を共有できるので、一体的な支援を受けることができます。

③サービス利用者本人が望む支援や意向をもとにプロが計画を作成するので、本人のニーズにかなった支給決定を受けることができます。

障がい者手帳をお持ちでない難病のある方（国の定める対象疾患のみ）も障がい福祉サービスを利用できます。詳しくは障がい福祉課（TEL：955-9710）までお問い合わせください。

※介護保険が利用できる方は、ホームヘルプ事業は介護保険制度により優先的に給付されるため、障がい福祉サービスのホームヘルプ事業としては給付対象外です。ただし、特別な状況と認められるときは障がい福祉サービスからの利用が可能な場合もあります

《介護保険制度については P. 93 参照》

（２）障がい福祉サービス

＜介護給付＞

<table>
<tr><th colspan="2">サービスの種類</th><th>内　　容</th><th>対　象　者</th><th>支給期間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">居宅介護</td><td>・身体介護
・家事援助</td><td>自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。</td><td rowspan="2">身体障がい者（児）
知的障がい者（児）
精神障がい者
※家事援助、通院等（乗降）介助は障がい児を対象としていません。</td><td rowspan="5">１年
＋
支給決定日からその月の月末まで（※）</td></tr>
<tr><td>・通院等介助
・通院等乗降介助</td><td>通院や官公庁での手続きのために車への乗り降りや移動を介助します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">同行援護</td><td>重度の視覚障がいにより移動が困難な方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。</td><td>アセメント調査票で、調査項目中「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかの点数が１点以上でありかつ、「移動障害」の点数が１点以上の方</td></tr>
<tr><td colspan="2">行動援護</td><td>知的障がいや精神障がいにより行動が困難な方に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。</td><td>①障害支援区分３以上
②認定調査で「行動関連項目」（１２項目）の合計点が原則１０点以上の方</td></tr>
<tr><td colspan="2">重度訪問介護</td><td>重度の肢体不自由の方又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方であって、常時介護を必要としている方に対し、自宅等で、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
※平成３０年４月から入院時の病院でサービスを受けることができるようになりました。
詳しくはお問い合わせください。</td><td>①障害支援区分４以上
②認定調査で「行動関連項目」（１２項目）の合計点が原則１０点以上の方</td></tr>
</table>

（※）支給決定日が月の初日の場合を除きます。

サービスの種類	内　　容	対　象　者	支給期間
重度障害者等 包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な方に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分６で、意思疎通に著しい困難を有する方で、次の①又は②に該当する方 ①重度訪問介護の対象者で四肢すべてに麻痺があり、寝たきりの状態で次のⅠ又はⅡに該当する方 Ⅰ気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 Ⅱ．最重度知的障がい者 ②認定調査の「行動関連項目」（１２項目）の合計点が１０点以上の方	１年 ＋ 支給決定日からその月の月末まで（※）
短期入所	在宅の障がいのある方を介助する方が病気などの場合に、障がいのある方が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。	身体障がい者（児） 知的障がい者（児） 精神障がい者	
施設入所支援	通所によって生活介護や訓練などを受けることが困難な方を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事などの介護を行います。	①障害支援区分４以上　又は ②区分３以上で５０歳以上の身体・知的・精神障がい者	
療養介護	医療が必要な方であって、常時介護を必要とする重度心身障がいのある方を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。	障害支援区分５以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者、区分６の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方	３年 ＋ 支給決定日からその月の月末まで（※）
生活介護	常時介護が必要な重度の障がいのある方に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	①障害支援区分３以上　又は ②区分２以上で５０歳以上の身体・知的・精神障がい者	
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除に課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 また、利用者からの相談、要請があった際は、電話、メール等による随時の対応も行います。	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で１人暮らしを希望する者等	

（※）支給決定日が月の初日の場合を除きます。

＜訓練等給付＞

サービスの種類	内　　容	対　象　者	支給期間
自立訓練 （機能訓練）	地域生活上で身体機能の維持･回復などの支援が必要な身体障がいのある方（高次脳機能障害含む）に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練などの支援を行います。	身体障がい者	１年 から ２年 ＋ 支給決定日からその月の月末まで （※）
自立訓練 （生活訓練）	知的障がい又は精神障がいのある方に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。	知的障がい者 精神障がい者	
就労移行支援	一般就労を希望する方に対し、一定の期間における支援計画に基づき、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	
就労継続支援 Ａ型	一般企業などへの就労が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。		１年 から ３年 ＋ 支給決定日からその月の月末まで （※）
就労継続支援 Ｂ型	一般企業などへの就労が困難な方などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。		
共同生活援助 （グループホーム）	主として夜間において、障がいのある方が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。		
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題に向けて必要となる支援を実施します。企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施します。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う生活面での課題が生じている者	

（※）支給決定日が月の初日の場合を除きます。

＜就労支援＞

事　業　名	内　　容	対　象　者	備考
障がい者施設 通所交通費助成事業	福祉的就労施設の通所に要した交通費の２分の１に相当する額を助成します。 ※１か月当たりの助成上限額は5,000円。	就労継続支援Ａ型事業所 就労継続支援Ｂ型 就労移行支援事業所 へ通所している方	年２回申請が必要。（7、8月に１月～6月分を申請。翌年1、2月に7月～12月分を申請。）※前年度分までは遡っての申請ができます。
重度障がい者等 就労支援特別事業 ＜地域生活支援事業＞	通勤支援や職場介助を必要とする重度障がいのある方等に対し、障がい福祉サービス（重度訪問介護、同行援護又は行動援護）と同等の支援を行います。 ※民間企業で雇用されている方の場合、「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」との併給調整あり。	下記にすべて該当する方 ・重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている ・民間企業で雇用されている又は自営業者で、通勤や職場における支援が必要 ・１週間の所定就労時間が１０時間以上（見込み含む。） ・長岡京市に居住している（施設入所者等を除く。）	申請者により必要書類が異なるため、詳しくは下記へ。 障がい福祉課 TEL　955-9710 FAX　952-0001

（３）児童福祉サービス（通所サービス）

サービスの種類	内　　容	対　象　者	支給期間
児童発達支援	就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練などを行います。	身体障がい児 知的障がい児 発達障がい児	１年 誕生日の属する月末まで （年長児･１８歳到達児については年度末日まで）
医療型児童発達支援	上下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に、児童発達支援と治療を行います。		
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。		
放課後等デイサービス	学校通学中の支援を要する児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。		
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がいのある児童、又は利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。		

（４）相談系サービス

サービスの種類	内　　容	対　象　者	問い合わせ先
計画相談支援	障がい福祉サービス（児童福祉サービス）を利用する、すべての方を対象として、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。	障がい福祉サービス 利用（希望）者	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
障害児相談支援		児童福祉サービス 利用（希望）者	
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。	①障害者支援施設等に入所している障がい者 ②精神科病院に入院している精神障がい者（１年以上の入院を原則に市町村が必要と認める者）	
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した方やひとり暮らしへ移行した方などを対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に訪問や、相談などの必要な支援をします。	地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方で、居宅において単身で生活する障がい者、又は居宅において同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者	

※一部のサービスを除き、申請による利用決定を受けた上でサービス提供事業所との契約が必要となります

※サービスの利用手順や利用者負担は＜8. 障がい福祉サービス及び児童福祉サービス、地域生活支援事業＞の利用手順及び(6)利用者負担を参照

※事業を実施する事業所は＜9. 乙訓のサービス提供事業＞を参照

（５）地域生活支援事業

<table>
<tr><th>サービスの種類</th><th>内　　容</th><th>対　象　者</th><th>問い合わせ先</th></tr>
<tr><td>移動支援</td><td>屋外での移動が困難な障がい者等に対して、ガイドヘルパーによる外出のための個別支援を行います。</td><td rowspan="4">身体障がい者（児）
知的障がい者（児）
精神障がい者

※重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業は
①重度訪問介護又は行動援護の対象者であり、
②発語困難等により意思の伝達が困難な方。（ただし、福祉用具、手話等の媒体を用いて意思疎通できる場合は除く。）に限ります。</td><td rowspan="5">障がい福祉課
TEL 955-9710
FAX 952-0001</td></tr>
<tr><td>日中一時支援</td><td>障がい者等が日中活動できる場を確保し、障がい者等を日常的に介護している家族の就労を支援し、介護者の負担を軽減します。</td></tr>
<tr><td>訪問入浴</td><td>在宅での入浴が困難で、かつ移送に耐えられないなどの理由により施設で入浴できない障がい者のために、居宅に訪問し、浴槽を提供して入浴を行います。</td></tr>
<tr><td>重度障がい者等入院時コミュニケーション支援</td><td>重度障がい者等が発語困難等により入院時に医療従事者との意思疎通を十分に図ることができない場合に、コミュニケーションを支援する支援員を派遣します。</td></tr>
<tr><td>地域活動支援センターの利用</td><td>日中に創作的活動や生産活動を行う機会を提供することにより、社会との交流を促進します。</td><td>身体障がい者
知的障がい者
精神障がい者</td></tr>
</table>

※一部のサービスは申請による利用決定を受けた上で、サービス提供事業所との契約が必要となります

※サービスの利用手順や利用者負担は＜8. 障がい福祉サービス及び児童福祉サービス、地域生活支援事業＞の利用手順及び(6)利用者負担を参照

※事業を実施する事業所は＜9. 乙訓のサービス提供事業＞を参照

障がい者手帳をお持ちでない難病のある方（国の定める対象疾患のみ）も障がい福祉サービスを利用できます。詳しくは障がい福祉課（TEL：955-9710）までお問い合わせください。

（６）利用者負担

ア　障がい福祉サービス等（児童福祉サービス含む）と地域生活支援事業の利用者負担

○　障がい福祉サービス等の給付を受けるときや地域生活支援事業を利用するときは、原則としてサービス費用の１割が自己負担となりますが、同一世帯（※１）の市民税課税状況（※２）により、自己負担月額には上限が設けられています。
ただし、満３歳になった次の４月から小学校就学までの児童発達支援等にかかる利用者負担については、令和元年１０月１日から無償です。（実費等を除く）

◎障がい者

		利用者が障がい者の場合の自己負担上限月額			
		障がい福祉サービス	地域生活支援事業		
			移動支援（事業所 A）（※３）	移動支援（事業所 B）（※３）	その他日中一時支援など（※３）
市民税課税世帯	所得割 16 万円以上	37,200 円	37,200 円	37,200 円	37,200 円
	所得割 16 万円未満	9,300 円（※４）	9,300 円	9,300 円	9,300 円
市民税非課税世帯・生活保護世帯		0 円	0 円	0 円	0 円

◎障がい児

		利用者が障がい児の場合の自己負担上限月額			
		障がい福祉（児童福祉）サービス	地域生活支援事業		
			移動支援（事業所 A）（※３）	移動支援（事業所 B）（※３）	その他日中一時支援など（※３）
市民税課税世帯	所得割 28 万円以上	37,200 円	37,200 円	37,200 円	37,200 円
	所得割 28 万円未満	4,600 円	4,600 円	4,600 円	4,600 円
市民税非課税世帯・生活保護世帯		0 円	0 円	0 円	0 円

※１　利用者が障がい者の場合、「世帯」の範囲は、障がい者本人と配偶者までを指します。
利用者が障がい児の場合、「世帯」の範囲は、住民票上の世帯と同じになります。

※２　６月までは、前年度の課税状況により自己負担上限月額が決まります。

※３　ここでいう地域生活支援事業は、長岡京市が実施する移動支援事業、日中一時支援事業、生活サポート事業、地域活動支援センター事業、重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業等のうち、利用者負担を必要とする事業を指します。
地域生活支援事業は上限額の調整は行いません。各事業内でのみ世帯の市民税課税状況による上限額に基づいた還付を行い、別事業間の場合は「総合上限制度（P. 68 参照）」に基づき還付されることがあります。

※４　①居宅で生活をする者、②20 歳未満の施設入所のいずれかに該当しない場合、37,200 円となります。

◎児童福祉サービスの多子軽減措置

以下の場合、児童福祉サービスの利用者負担が軽減されます。

〇対象

サービスを利用する子どものうち、

①市民税所得割合算額が 77,101 円以上の世帯であり、小学校就学前の子どもが２人以上いる場合

②市民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯であり、就学前後を問わず、子どもが２人以上いる場合

〇軽減内容

対象①の場合（就学後の子どもは含めません）

第１子・・・・児童福祉サービスにかかる費用総額の１００分の１０

第２子・・・・児童福祉サービスにかかる費用総額の１００分の５

第３子～・・・無償

対象②の場合（就学後の子どもも含めます）

就学後

全員・・・・・児童福祉サービスにかかる費用総額の１００分の１０

就学前

第１子・・・・児童福祉サービスにかかる費用総額の１００分の１０

第２子・・・・児童福祉サービスにかかる費用総額の１００分の５

第３子～・・・無償

以上の額と、従来の利用者負担上限月額（所得に応じて決定）とを比較して、低い方が利用者負担上限月額となります。

例）

第１子（小学生）　第２子（未就学）　第３子（未就学）

①の場合

第２子を第１子として数えます。

第３子の利用者負担額が総費用額の１００分の５になります。

②の場合

第１子を第１子として数えます。

第２子の利用者負担額が総費用額の１００分の５に

第３子の利用者負担額が無償に

なります。

イ　自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の利用者負担

○自立支援医療で登録されている医療機関等で対象となる疾病の治療等を受けるときは、原則として医療費の１割が自己負担となります。
同一健康保険に加入している世帯員の市民税課税状況により、自己負担月額には上限が設けられています。

◎更生医療、精神通院医療

所得階層区分		市と府の制度による自己負担上限月額		＜参考＞国制度による自己負担上限月額	
		一般	重度かつ継続	一般	重度かつ継続
市民税課税世帯	所得割 23 万 5 千円以上	給付対象外	20,000 円	給付対象外	20,000 円
	所得割 23 万 5 千円未満	37,200 円	5,000 円	上限額設定なし	10,000 円
	所得割 16 万円未満	18,600 円	5,000 円		10,000 円
	所得割 3 万 3 千円未満	10,000 円	2,500 円		5,000 円
市民税非課税世帯	下記以外	2,500 円		5,000 円	
	うち障害年金 1 級、特障手当のみ	1,250 円		5,000 円	
	年間収入 80 万円以下	1,250 円		2,500 円	
生活保護世帯		0 円		0 円	

◎育成医療

所得階層区分		市と府の制度による自己負担上限月額		＜参考＞国制度による自己負担上限月額	
		一般	重度かつ継続	一般	重度かつ継続
市民税課税世帯	所得割 23 万 5 千円以上	給付対象外	20,000 円※	給付対象外	20,000 円
	所得割 16 万円以上	10,000 円※	5,000 円	10,000 円	
	所得割 16 万円未満	10,000 円※	5,000 円	10,000 円	
	所得割 3 万 3 千円未満	5,000 円※	2,500 円	5,000 円	
市民税非課税世帯	下記以外	5,000 円		5,000 円	
	うち障害年金 1 級、特障手当のみ	5,000 円		5,000 円	
	年間収入 80 万円以下	2,500 円		2,500 円	
生活保護世帯		国基準適用		0 円	

※「重度かつ継続」
▼更生医療・育成医療の場合は小腸機能障害、腎臓機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害の方
▼精神通院医療の場合は統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害等、又は集中・継続的な治療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する精神科の医師が判断した方
▼疾病の種類にかかわらず医療保険の高額療養費の多数該当の方
※市と府の制度の適用はなく、国制度の自己負担上限額となります。

ウ　「総合上限制度」による利用者負担の軽減

○同じ月に複数の障がい福祉サービス（一部を除く）や補装具、自立支援医療を利用して、１か月に支払う額が下記の上限額を超えた場合には、障がい福祉課の窓口で申請することにより超過額の払い戻しが受けられます。
申請には印鑑と利用したサービスの領収書が必要です。

		総合上限による自己負担上限月額
市民税課税世帯	所得割16万円以上	37,200円
	所得割16万円未満	18,600円
市民税非課税世帯	年間収入80万円以上	12,300円
	うち障害年金1級、特障手当のみ	7,500円
	年間収入80万円未満	
生活保護世帯		0円

総合上限制度の対象になる費用【例】
▼障害者総合支援法による給付
　介護給付、訓練等給付
　自立支援医療費の自己負担額

※食費、送迎などの実費負担分は払い戻しの対象になりません。

エ　高額障害福祉サービス費・高額障害児(通所)給付費による利用者負担の軽減

①障がい者
障がい福祉サービス(補装具・介護保険の負担額も含む)の合算額が基準額を超えている場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。

②障がい児
障がい福祉サービスと児童福祉サービスを併せて利用している場合は、利用者負担額を合算し、いずれか高い方の基準額を超えた部分について、高額障害児(通所)給付費が支給されます。

利用パターン	所得区分	収入の状況	世帯の基準額
同じ世帯に属する方が ○障がい福祉サービス ○児童福祉サービス ○補装具 ○介護保険サービス (障がい福祉サービス利用者分に限る) のいずれか２つ以上を利用	低所得１	非課税世帯で本人の収入が 80 万円以下の方	0円 (※１)
	低所得２	非課税世帯で本人の収入が 80 万円を超える方	0円 (※１)
	一般	課税世帯の方	37,200円 (※１)
同じ世帯に属する方が ○障がい福祉サービス ○児童福祉サービス の２つのみを利用	低所得１	非課税世帯で本人の収入が 80 万円以下の方	受給者証の負担上限月額 (※２)
	低所得２	非課税世帯で本人の収入が 80 万円を超える方	
	一般	課税世帯の方	

※１　高額障害福祉サービス等給付費等の「世帯の基準額」は、「負担上限月額」と異なる場合があります
※２　通所・短期入所のみの決定の場合で負担上限月額が異なる場合は、額の低い方が適用となります

※平成 30 年 4 月から、上記制度に加えて、65 歳に至るまで相当の長期間に渡り障がい福祉サービスを利用してきた一定の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組みが創設されました。詳しくは、障がい福祉課にお問い合わせください。

（７）その他の手続き

・支給量、障害支援区分の変更について

サービスを利用している間に、障がいの程度や介護を行う方の状況などが変わって、利用するサービスの支給量や障害支援区分を変更する必要があるときは変更の申請ができます。

・継続申請について

支給期間終了後も継続してサービス利用される場合は、再度申請する必要がありますので、支給期間終了までに窓口まで相談にお越しください。

・住所・氏名が変わったときは届出が必要です。

住所・氏名が変わったときは、受給者証を持って障がい福祉課へお越しください。

長岡京市外へ引越しされるときは、新しい居住地の福祉事務所で申請が必要です。新しい居住地でスムーズにサービスを利用していただくためには、事前に新しい居住地の福祉事務所へ相談に行ってください。長岡京市で発行された受給者証は障がい福祉課へ返還してください。

・申請に対する決定について苦情がある場合

申請に対する決定についての苦情は、長岡京市に対して異議申し立てができます。

・福祉サービス利用について苦情がある場合

サービス利用に関する苦情は、サービスを提供する事業者と利用者との間で解決しますが、市でも相談に応じます。また、第三者機関として、「京都府福祉サービス運営適正化委員会」が設置されています。そこでは、福祉サービスを適切に利用することができるように福祉サービスについての苦情相談や助言、解決にむけての話し合いの場を調整したりしています。

京都府福祉サービス運営適正化委員会（京都府社会福祉協議会内）
ＴＥＬ　２５２－２１５２　（月～金；９：００～１７：００　祝日・年末年始を除く）
ＦＡＸ　２１２－２４５０

（８）障がい福祉サービス等の対象となる難病

対象となる方は、障がい者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。
最新の対象疾病の一覧は厚生労働省のホームページでご確認いただけます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html